

「ながら運転」に関する道交法及び同施行令の改正について

はじめに

携帯電話等使用の「ながら運転」による事故は 2013 年は 2,038 件でしたが、2018 年は 2,790 件と 1.4 倍になっています。また、死亡事故率を比較すると携帯電話等使用の場合は、使用なしと比べて約 2.1 倍となっており、携帯電話使用等の年間取締り件数は約 84 万件で道交法違反全体の 14%を占めているそうです。

そこで、「ながら運転」の罰則強化等を盛り込んだ改正道路交通法が 6 月 5 日に公布され、12 月 1 日から施行される予定です。また、警察庁はこの度、施行に伴い反則金の額を引き上げること等を内容とする「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等を公表しました。

■ 道路交通法改正のポイント

道交法第 71 条第 5 号の 5、第 120 条第 11 号、別表第 2 が改正されます。

- 携帯電話使用等対策を図るための規定の整備 **ながらスマホ等への罰則強化**
スマホや携帯電話を手に持って通話するなどの違反行為が重大事故に結びついていることから対策を厳しくするものです。さらに、携帯電話等を使用して交通の危険を生じさせ、交通事故で人を死亡させたり傷つけたりした場合は免許の効力仮停止の対象とされます。
- 自動運転技術の実用化に対応した規定の整備 **自動運転の定義等を明確化**
2020 年 5 月までに施行予定です。レベル 3 ではスマホの操作が一部可能になる予定です。これは直ちに手動運転に復帰できることが前提となっています。

■ 道路交通法施行令改正のポイント

- 携帯電話使用等に関する違反点数・反則金引上げ案

道交法施行令 別表第 2 及び別表第 6 の改正により次のようになる予定です。

携帯電話使用等により交通の危険を生じた場合

< 改正前 >

違反点数:2 点(酒気帯び点数 14 点)、反則金:大型 12,000 円、普通 9,000 円、
二輪 7,000 円、小特等 6,000 円。

< 改正後 >

違反点数:6 点(酒気帯び点数 16 点 取消)、非反則行為となり、すべて罰則を適用。

携帯電話の使用等(保持)

運転者がスマホ等を運転中に使用した場合を「保持」といいます。

< 改正前 >

違反点数:1 点(酒気帯び点数 14 点)、反則金:大型 7,000 円、普通 6,000 円、
二輪 6,000 円、小特等 5,000 円。

< 改正後 >

違反点数:3 点(酒気帯び点数 15 点 取消)、反則金:大型 25,000 円、普通 18,000 円、
二輪 15,000 円、小特等 12,000 円。

- 携帯電話使用等に関する罰則の強化
道交法第 71 条第 5 号の規定に違反した場合の罰則が次のようになる予定です。

携帯電話使用等により交通の危険を生じた場合

< 改正前 >

3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金。

< 改正後 >

1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金。

携帯電話の使用等(保持)

< 改正前 >

5 万円以下の罰金。

< 改正後 >

6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金。

おわりに

ナビゲーションやお店との情報の交換のためにスマホを使用する場合は、必ず車両を停止させてから行いましょう。

以 上